

介護等体験って何？

介護等体験について紹介
します。



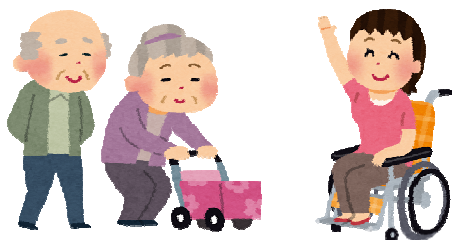
横浜国立大学教育人間科学部介護等体験委員会

1 介護等体験って、なぜするの？

教員になる人には・・・

高齢者や障害を持つ人たちの状況や気持ちを理解して、「人間尊重」という観点を活かして教育を行ってほしい。

教職の基盤として、さまざまな人たちと円滑な人間関係を保つ能力を養ってほしい。

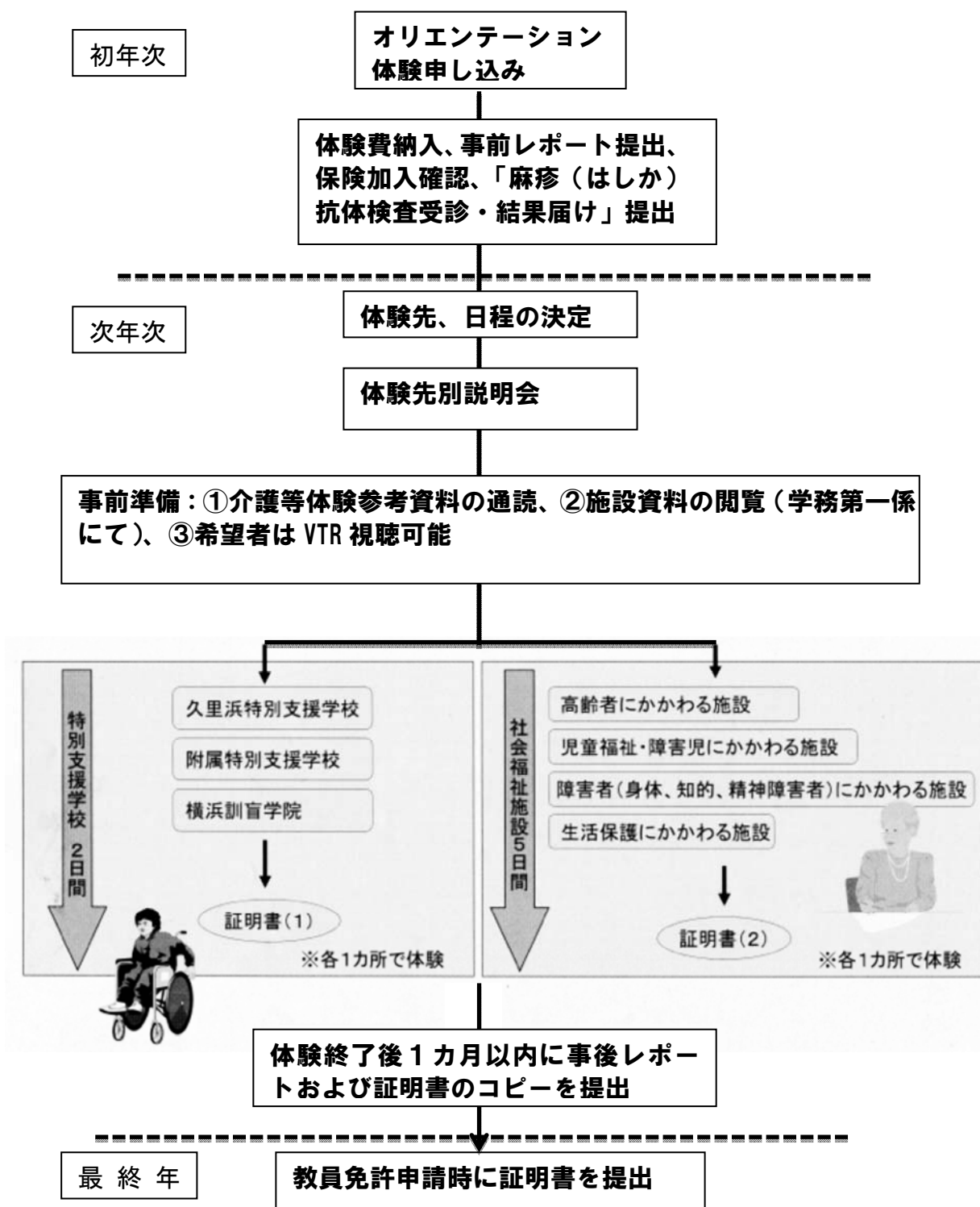


平成9年より教育職員免許法により、小中学校の普通免許状取得の条件として義務化されました。介護等体験をしていないと、教員免許は取得できません。

2 介護等体験で何をするの？

体験は、社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間行われます。事前指導を受けた上で、それぞれ指定された施設に出向き、用意されたプログラムに従って、高齢者や障害をもつ方との交流を体験します。

大人数が体験を行なうため、また体験を効果的にするため、体験に先立って、申し込みや事前指導の受講などの準備が必要です。また体験後にも、事後レポートを提出します。



3 介護等体験で行くところ

体験をする施設・学校は、自由に選べません。登録をして、指定された学校・施設で体験を行います。体験を行う期間も指定され、原則として変更できません。

1) 特別支援学校（2日間）

久里浜特別支援学校（自閉症児）、附属特別支援学校（知的障害児）、横浜訓盲学院（視覚障害児者）のいずれかの学校です。



久里浜特別支援学校



附属特別支援学校



横浜訓盲学院

2) 社会福祉施設（5日間）

神奈川県内の老人ホーム、地域ケアプラザ、授産施設等で行いますが、社会福祉協議会で割り振られますので、発表されるまでどの施設で行うかはわかりません。



老人ホーム



地域ケアプラザ



授産施設

4 体験をする上で気をつけることは

- ・介護等体験をするには、体験費用が必要です。体験の申し込み後、所定の口座に払い込んでください。この費用は体験を辞退しても返金されません。
- ・介護等体験に関する情報は、基本的に介護等体験掲示板に掲載されます。掲示に注意して、情報を見逃すことのないようにしてください。
- ・事前指導への参加や提出物の締め切りは、厳守をこころがけてください。終わっていないものがあると体験に参加できないことがあります。
- ・体験も事前指導も、原則として欠席できません。体調やスケジュールの管理に注意してください。
- ・事前指導における説明や注意、参考資料（「介護等体験の手引き」、「教師を目指す人の介護等体験ハンドブック」）の内容を十分理解してください。

5 体験をするとうなるの

法律によって、小学校及び中学校の教員普通免許状取得希望者に義務づけられたもので、終了していない場合は免許が取得できません。

学校・社会福祉施設での体験の終了後、それぞれの施設で証明書に証明を受け、**卒業・修了**年次の教員免許申請時に、その証明書を提出します。証明書は再発行されませんから、証明を受けたなら、提出まで大切に保管してください。

6 わからないことがあったら

介護等体験の事前、体験中、事後を問わず、何かあったら、
横浜国立大学教育人間科学部 学務第一係 介護等体験担当
tel 045-339-3258・3259

に連絡をしてください。

